

2026 年 7 月 8 日

中央学院大学
学長 大村 芳昭

中央学院大学薬物乱用撲滅宣言

(宣言文)

中央学院大学は、学生や教職員の心身に悪影響を与え、正常な研究教育、学修、業務、競技等を阻害する薬物の乱用を一切認めません。また、薬物乱用を撲滅するための取り組みを推進し、学生や教職員を含む大学全体の健全な環境の維持・向上に努めます。

(説明)

現在、若者の間で違法薬物の乱用が広がりつつあります。例えば、違法薬物の代表格である大麻の事犯について、平成 25 年と令和 4 年の検挙者数を比べると、総数で 3 倍以上に増加しており、しかもそのうち 30 歳未満の割合は、半数以下から 7 割近くまで増えています。その要因としては、インターネット等で「有害性がない」などの誤った情報が拡散されていることや、「大麻ワックス」「大麻クッキー」などの新たな加工品の登場などが考えられます。今や薬物乱用の裾野が広がっていると言わざるを得ません。

薬物乱用の弊害は薬物によって異なりますが、幻覚・妄想、記憶力低下、視力低下、高血圧、疲労感、運動失調、心臓や肝臓などの機能不全、感情のコントロールができない、怒りっぽくなるなど、心身の様々な箇所に障害が起こる可能性があります。特に青少年は成長期にあるため影響を受けやすいとも言われます。

以上を踏まえて、中央学院大学は、薬物乱用を撲滅すべく様々な形で啓発活動を推進し、薬物乱用の発生防止と、万が一発生した場合には学内規程に基づき厳正に対処します。

(以上)

【参考リンク】

薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～

(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20231218-mxt_kenshoku-000033160_2.pdf